

平成28年10月21日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

## 農業担い手メールマガジン（第222号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

平成28年8月、9月に日本に襲来した台風第7号、第11号、第9号、第10号は北海道を始めとする各地域、また、第16号は鹿児島県を始めとする各地域の農林水産業に甚大な被害をもたらしました。

災害でお亡くなりになった方々とそのご遺族の皆さまにお悔やみを申し上げ、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当メールマガジン第221号（平成28年10月7日発行）において平成28年台風による被災農林漁業者への支援対策について、お知らせいたしました。本日（21日）台風第16号による災害を激甚災害に指定されたことを受け、支援対策の対象に台風第16号による被害を追加しておりますので、お知らせいたします。

プレスリリース(H28.10.21)

[http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunshyo/saigai/161021\\_2.html](http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunshyo/saigai/161021_2.html)

### ■1. 災害復旧事業の促進

農地・農業用施設、共同利用施設、森林関係及び漁港施設等の農林漁業関係施設の被害に対して、査定前着工制度の関係地方公共団体等への周知、農林水産省職員の現地への派遣による技術的支援等を通じて、災害復旧事業等により、早期復旧を支援します。

### ○お問い合わせ先

（農地・農業用施設関係）

農村振興局整備部防災課 03-3502-8111（内線5663）

（共同利用施設関係）

大臣官房文書課 03-3502-8111（内線5133）

（林道関係）

林野庁森林整備部整備課 03-3502-8111（内線6173）

（治山関係）

林野庁森林整備部治山課 03-3502-8111（内線6197）

（漁港施設関係）

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 03-3502-8111（内線6902）

### ■2. 共済金等の早期支払い

- (1) 農業共済について、損害評価を迅速に行い、共済金の早期支払いを実施します。また、加工用農産物が、倒伏等により工場に出荷できる品位を満たさないものについて、適切な損害評価と共済金の支払いを実施しま

す。

- (2) 森林保険、漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、共済金及び保険金の早期支払いを実施します。

○お問い合わせ先

(農業共済関係)

経営局保険監理官 03-3502-8111 (内線5290)

(森林保険関係)

林野庁森林整備部計画課 03-3502-8111 (内線6289)

(漁業共済・漁船保険関係)

水産庁漁政部漁業保険管理官 03-3502-8111 (内線6635、6638)

### ■ 3. 災害関連資金の特例措置

- (1) 被災農林漁業者の運転資金の調達を支援するため、農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化します。
- (2) 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応します。
  - (ア) スーパーL資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間実質無利子化
  - (イ) 農業近代化資金の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除
- (3) このほか、被災農林漁業者が意欲を持って経営を再開できるように、以下のとおり要請しました。
  - (ア) 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
  - (イ) 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるように、関係金融機関に要請

○お問い合わせ先

(農業関係)

経営局金融調整課 03-3502-8111 (内線5244)

(林業関係)

林野庁企画課 03-3502-8111 (内線6064)

(水産関係)

水産庁漁政部水産経営課 03-3502-8111 (内線6590)

### ■ 4. 農業用ハウス、共同利用施設等の再建・修繕への支援

- (1) 被災農業者向け経営体育成支援事業を発動し、農業用ハウス、畜舎、農業機械等の再建・修繕（撤去を含む）に要する経費を助成します（10分の3以内）。

（撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得ます。）
- (2) 被災した共同利用施設（乾燥調製施設、集出荷施設、農産物等処理加工施設等）の再建・修繕や、再建の前提となる損壊した施設の撤去等に要する経費を助成します。

○お問い合わせ先

(1) (被災農業者向け経営体育成支援事業関係)

経営局就農・女性課 03-3502-8111 (内線5206)

(2) (強い農業づくり交付金関係)

生産局総務課生産推進室 03-3502-8111 (内線4717)

(2) (農山漁村振興交付金関係)

農村振興局整備部地域整備課 03-3502-8111 (内線3098)

#### ■5. 営農再開に向けた支援

- (1) 被災に伴い必要となる追加防除、ほ場残さの撤去、追加的な種子確保等に要する経費を助成します。
- (2) 共済対象外の作物を作付けしている被災農業者の種子の購入等に要する経費を助成します。
- (3) 客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るため、追加的な堆肥の投入等の土づくりに要する経費を助成します。
- (4) 被害果樹の植え替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を助成します。
- (5) 被災した畜産農家の資金繰りを支援するため、以下のとおり対応します。
  - (ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)、養豚経営安定対策事業(豚マルキン)における生産者積立金の納付免除等
  - (イ) 肉用子牛生産者補給金制度における生産者負担金の納付期限の3か月間延長
  - (ウ) 鶏卵生産者経営安定対策事業における生産者負担金の減額等
- (6) 被災した酪農・畜産農家の経営継続を支援するため、以下のとおり対応します。
  - (ア) 自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家が、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進剤や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を助成
  - (イ) 簡易畜舎や給水タンク等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、乳房炎治療等に要する経費を助成
  - (ウ) 被災家畜の避難・預託、死亡・廃用家畜に係る家畜導入を支援
  - (エ) 酪農ヘルパーの被災農家への出役を支援

○お問い合わせ先

(1)(2) (産地活性化総合対策事業関係)

生産局総務課生産推進室 03-3502-8111 (内線4717)

(3) (産地活性化総合対策事業関係)

生産局農業環境対策課 03-3502-8111 (内線4762)

(4) (果樹農業好循環形成総合対策事業関係)

生産局園芸作物課 03-3502-8111 (内線4793)

(5) (肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)について)

生産局畜産部畜産企画課 03-3502-8111 (内線4890)

(5) (養豚経営安定対策事業(豚マルキン)について)

生産局畜産部畜産企画課 03-3502-8111 (内線4890)  
(5) (肉用子牛生産者補給金制度について)  
生産局畜産部食肉鶏卵課 03-3502-8111 (内線4941)  
(5) (鶏卵生産者経営安定対策事業について)  
生産局畜産部食肉鶏卵課 03-3502-8111 (内線4942)  
(6) (自給飼料について)  
生産局畜産部飼料課 03-3502-8111 (内線4916)  
(6) (酪農について)  
生産局畜産部畜産振興課 03-3502-8111 (内線4923)  
(6) (乳房炎治療等について)  
生産局畜産部牛乳乳製品課 03-3502-8111 (内線4933)  
(6) (酪農ヘルパーについて)  
生産局畜産部畜産企画課 03-3502-8111 (内線4890)  
(6) (肉用牛について)  
生産局畜産部畜産振興課 03-3502-8111 (内線4923)  
(6) (養豚について)  
生産局畜産部畜産振興課 03-3502-8111 (内線4910)

#### ■6. 農地・農業用施設の早期復旧等の支援

- (1) 水利施設の被災による営農用水の断水に対しては、査定前着工制度の活用を促進し、災害復旧事業で応急的な用水確保を支援します。
- (2) 災害復旧の円滑な実施と就労機会の確保の観点から、災害復旧事業等における被災農業者の就労を促進します。
- (3) 損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等の集落による復旧活動を支援します。
- (4) 被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、暗きょ排水整備、除れきなどの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。
- (5) 河川の決壊等により表土が流出した農地については、良質な土を客することにより、災害復旧事業で着実な復旧を支援します。
- (6) 被災した鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援します。
- (7) 被災地における農家の負担軽減を図るため、土地改良事業の農家負担金の利子相当額を助成します。

#### ○お問い合わせ先

- (1) (農地・農業用施設の早期復旧等の支援関係)  
農村振興局整備部防災課 03-3502-8111 (内線5663)
- (2) (被災農業者の就労機会確保関係)  
農村振興局整備部設計課 03-3502-8111 (内線5513)
- (3) (多面的機能支払交付金関係)  
農村振興局整備部農地資源課 03-3502-8111 (内線5493)
- (4) (農地耕作条件改善事業関係)  
農村振興局整備部農地資源課 03-3502-8111 (内線5613)
- (5) (農地の客土関係)  
農村振興局整備部防災課 03-3502-8111 (内線5663)

(6) (共同利用施設関係)

大臣官房文書課 03-3502-8111 (内線5133)

(6) (鳥獣被害防止総合対策交付金関係)

農村振興局農村政策部農村環境課 03-3502-8111 (内線5500)

(7) (農家負担金軽減支援対策事業関係)

農村振興局整備部農地資源課 03-3502-8111 (内線5614)

#### ■7. 林野関係被害に対する支援

- (1) 被災した山林の早期復旧を図るとともに、森林の崩壊に伴う倒木等による下流域への流木被害の軽減に資するため、水産関係団体、林業関係団体、農林水産省が連携して調査等に取り組み、治山事業や森林の管理のための森林整備事業を計画的に実施します。
- (2) 被災した製材工場など木材加工流通施設等の復旧・整備や損壊した施設の撤去に要する経費を助成します。

#### ○お問い合わせ先

(1) (災害復旧事業、治山事業関係)

林野庁森林整備部治山課 03-3502-8111 (内線6197)

(1) (森林整備事業関係)

林野庁森林整備部整備課 03-3502-8111 (内線6172)

(2) (次世代林業基盤づくり交付金関係)

林野庁林政部経営課 03-3502-8111 (内線6084)

#### ■8. 水産関係被害に対する支援

- (1) 被災したサケ・マスのふ化施設や養殖施設等については、災害復旧事業等により早期復旧を支援するとともに、被災を免れたふ化放流施設における稚魚の生産拡大への支援を実施します。
- (2) 流木により水産業への影響を最小限に食い止めるように、以下のとおり対応します。
  - (ア) 河川・漁場等に堆積・漂流する流木等については、漁業者等の活動組織が行う回収・処理を支援
  - (イ) 海岸保全施設の機能を阻害する流木等については、農林水産省、国土交通省が連携し、回収を支援

#### ○お問い合わせ先

(1) (災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業関係)

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 03-3502-8111 (内線6902)

(1) (さけ・ます資源回復推進事業関係)

水産庁栽培養殖課 03-3502-8111 (内線6820)

(2) (水産多面的機能発揮対策事業関係)

水産庁漁港漁場整備部計画課 03-3502-8111 (内線6844)

(2) (災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業関係)

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 03-3502-8111 (内線6902)

#### ■9.4、7の(2)等については、関係地方公共団体における対応等の実情を

